

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた厚生年金保険の被保険者、 事業主・船舶所有者の皆さまへ（Q & A）

I. 厚生年金保険の被保険者のみなさまへ

Q 1 すぐに病院へ掛かりたいのですが保険証（健康保険被保険者証）がありません。
どうしたらよいですか。

A 1 医療機関等を受診される場合は、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「事業
所名」を申し出ていただければ、保険証を提示することなく、受診していただくこ
とができます。（詳しくは、受診する医療機関にお問い合わせください。）

Q 2 全国健康保険協会の保険証を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればで
きますか。

A 2 原則として、保険証の再交付申請書を、会社を通じて全国健康保険協会（[全国健
康保険協会支部の連絡先一覧はこちらからご覧いただけます](#)）に申請していただく
ことになります。保険証が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、上
記 A 1 の要領で受診していただくことができます。

なお、会社の健康保険組合に加入中の方は勤務先にお問い合わせください。

Q 3 年金手帳を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればできますか。

A 3 厚生年金保険に加入中の方は年金手帳再交付申請書を年金事務所に会社を通して
ご提出いただくことになります。

しかしながら、事業所に連絡がとれないような場合は、ご本人が直接ご提出いただ
くこともできます。

Q 4 健康保険の資格喪失届の届出に際して、被災により保険証の添付ができない場合は、どのようにすればいいですか。

A 4 保険証の添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。「被保険者証を返納できない理由」欄に「被災」と記入してお届けいただきます。

Q 5 事業主が被災により死亡や行方不明となっているとき届書等をどのように提出すればいいですか。

A 5 事業主が死亡又は行方不明の場合の取扱いについて、
○法人の場合は届出した方の役職名、部署、氏名の記載により、届出が可能です。
○個人事業所の場合は、相続人等においてその事業を継承又は廃止がされることとなるため、事業が継承され事業所が存続する場合には、新たな事業主より事業主変更の届出がなされた上で手続きをしていただくようお願いします。

Ⅱ. 事業主・船舶所有者のみなさまへ

平成 30 年 7 月豪雨に伴い、平成 30 年 7 月 19 日に厚生労働省告示が発出されたことから、対象地域①及び対象地域②（※）に所在地を有する事業主、船舶所有者様の保険料等の納付期限の延長が適用されています。

※対象地域①

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市 井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市 東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町 安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

※対象地域②

都道府県名	指定地域
岡山県	倉敷市真備町

Q 6 延長後の納付期限が定まったとの通知が来ましたが、どういことでしょうか。

A 6 平成 30 年 7 月豪雨の発生に伴い厚生労働省告示が発出されたことから、対象地域（※）に所在する事業所・船舶所有者の厚生年金保険料等は納付期限が延長されていましたが、平成 30 年 10 月 17 日、及び平成 30 年 10 月 26 日に厚生労働省告示が発出され、延長後の納付期限が事業所の所在する地域ごとに以下のとおり定められました。

対象地域① ⇒平成 30 年 11 月 27 日

対象地域② ⇒平成 30 年 12 月 25 日

Q 7 延長後の納付期限が定まるとどのような影響があるのでしょうか。

A 7 納付期限の延長がされている間は、口座振替は行わず「納入告知書（納付書）」をお送りしていました。

対象地域①につきまして、平成 30 年 6 月分から平成 30 年 9 月分の厚生年金保険料等を現時点で納付されていない場合は、平成 30 年 11 月 27 日までに納付いただくこととなります。（納付期限までに納付されれば延滞金はいりません。）

対象地域②につきまして、平成 30 年 6 月分から平成 30 年 10 月分の厚生年金保険

料等を現時点で納付されていない場合は、平成 30 年 12 月 25 日までに納付いただくこととなります。（納付期限までに納付されれば延滞金はかかりません。）

Q 8 納付期限の延長がされるまでは、厚生年金保険料等を口座振替で納付していましたが今後はどのようなになるのでしょうか。口座振替の届出が必要でしょうか。

A 8 延長後の納付期限が定まったことから、事業所の所在する地域ごとに設定された以下の期日から、厚生年金保険料等の口座振替を再開します。（口座振替の再開後は、通常の納付期限（翌月末）に口座振替を行います。）

なお、口座振替の再開にあたって届出は必要ありません。

対象地域① ⇒平成 30 年 10 月分保険料（平成 30 年 11 月 30 日口座振替）

対象地域② ⇒平成 30 年 11 月分保険料（平成 31 年 1 月 4 日口座振替）

Q 9 災害にかかる延長後の納付期限は地域により異なると聞きましたがなぜでしょうか。

A 9 延長後の納付期限については、厚生労働省告示により定められましたが、交通機関、ライフライン等の復旧状況や関係する自治体の意向を踏まえて決定されたものと承知しています。

Q 10 当社は、本社は対象地域①に所在し、工場は対象地域②に所在していますが、延長後の納付期限はどちらが適用されるのでしょうか。

なお、当社は厚生年金保険等の適用にあたっては、本社の所在する住所を届出しています。

A 10 延長後の納付期限は、厚生年金保険等の適用にあたって届出された、事業所の所在地を有する地域を基準として決められます。

このため、ご質問のケースでは、本社の所在する住所が、届出された事業所の所在地となるため、延長後の納付期限は平成 30 年 11 月 27 日となります。

Q 11 送付された納入告知書を紛失した場合はどうすればよいのでしょうか。

A 11 納入告知書がお手元にはない場合は、管轄の年金事務所で再発行することができます。

Q12 豪雨の影響等で保険料の納付が困難なため、口座振替再開後は口座振替を一時やめたいが、どのようにしたらよいのでしょうか。

A12 お手数をおかけしますが、管轄の年金事務所に口座振替を辞退する届出をお願いいたします。

届出様式は年金事務所へご連絡いただければ、お送りいたします。

また、一時に保険料の納付が困難なときは、保険料の納付方法についても年金事務所へご相談いただくことも併せてお願いいたします。

Q13 延長後の納付期限までに納付しない場合はどうなるのでしょうか。

A13 延長後の納付期限までに納付いただけない場合は納付期限経過後に、納付いただいていない年月分について督促状をお送りさせていただきます。

督促状の指定する期限までに納付がされないときは、納付期限の翌日から納付日の前日まで延滞金がかかります。

納付できない場合は、法律上の猶予制度が適用できる場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

Q14 今まで口座振替が停止されていた、平成30年6月分から平成30年9月分（対象地域②については、平成30年6月分から平成30年10月分）までの保険料を、まとめて口座から引き落としできないのでしょうか。

A14 納付期限が延長されていた間の厚生年金保険料等については、まとめて口座から引き落としすることができません。

お手数をおかけしますが、お送りしています納入告知書により、納付期限までの間に事業所の被災状況等に応じて納付いただくようお願いいたします。

Q15 財産に相当な損害を受けた場合、「災害による納付の猶予」を申請することで猶予を受けることができるとききましたが、どのような内容でしょうか。

A15 「災害による納付の猶予」が承認されることにより、以下の効果があります。

- ① 当猶予の承認となった保険料については、承認期間中に保険料が未納であっても、新たに督促状の送付はしません。
- ② 当猶予の承認となった保険料は承認期間中の納付であれば、延長後の納付期限後の納付でも延滞金はありません。
- ③ 当猶予の承認期間中は承認となった保険料が未納であっても、財産調査や差押え等の滞納処分は行いません。

なお、「災害による納付の猶予」の承認期間は最長一年となります。

また、当猶予には分割納付計画の提出や猶予期間中に担保の提供も必要ありません。

Q16 「災害による納付の猶予」の申請はいつまでに行えばよいのでしょうか。

A16 「災害による納付の猶予」の申請は、災害のやんだ日から2か月以内に管轄の年金事務所に申請願います。

Q17 具体的にはどのような事例が「災害による納付の猶予」に該当するのでしょうか。

A17 「災害による納付の猶予」は納付義務者が災害により、所有する財産に相当な損失を受けた場合に受けることができます。

「相当な損失を受けた」とは原則、全積極財産の価額（※1）に占める損失の割合が20%を占めたときとなります。

また、全積極財産での判定のほか、納付義務者に有利となるよう、事業の継続に必要な有形資産（※2）の価額に占める損失の割合が20%を占めたときも、「相当な損失」として判定する場合があります。

（※1）全積極財産の価額とは、わかりやすく説明しますと決算書の貸借対照表の資産総額にあたります。

（※2）この場合の有形資産とは、①土地・建物、車両運搬具、設備・機器等の有形固定資産、②原材料、仕掛品、製品等の棚卸資産を言います。

Q18 「災害による納付の猶予」を受けるためには、事業を休止していなければならないのでしょうか。

A18 「災害による納付の猶予」については、事業を休止しているか否かを問わず、納付義務者がその財産について相当な損失を受けた場合に受けることができます。

Q19 今般の平成30年7月豪雨により売上金が著しく減少しましたが、この場合でも「災害による納付の猶予」は受けられますか。

A19 「災害による納付の猶予」は主に有形資産の損失で当猶予に当たるかを判定するため、売上金の減少だけでは、承認されないことも考えられますので、管轄の年金事務所にご相談下さい。

対象地域①及び対象地域②（※）以外に所在地を有する事業主、船舶所有者の方へ

Q20 毎月の保険料等を口座振替で納付していますが、平成30年7月豪雨の影響により、厚生年金保険料等の納付が困難であるため、口座振替を停止したい。どのようにしたらいいのでしょうか。

Q20 保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止についてご相談ください。ご相談は管轄の年金事務所又は直接、振替先の金融機関本支店にお願いいたします。

Q21 被災のため事業ができないので、厚生年金保険料等が納付できない場合はどのようにしたらよいのでしょうか。（厚生年金保険料等の納付猶予）

A21 事業所が災害により、財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金）を一時に納付することが出来ないと認められるときは、納付猶予を個別に申請することにより、被災の程度に応じて納付の猶予が受けられる場合がありますので、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

Q22 会社の事務所が豪雨により倒壊し、一時的に別の場所で営業しています。保険料を納付する納入告知書が届きませんが、どうしたらよいのでしょうか。

A22 管轄の年金事務所へ、一時転居先の住所、電話番号等をご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡を受けて、お届けする書類を一時転居先に送付させていただきます。